

## (資料1)

# 平成30年度「有床診療所等 スプリンクラー等施設整備事業」について

徳島県 保健福祉部  
医療政策課 広域医療室

1

## 内 容

I 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

II 申請時において注意すべき事項

III 今後の予定スケジュール

## 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

### （1-1）制度趣旨・補助対象施設 【参照：資料2 P. 1】

#### 制度趣旨

◆スプリンクラー等が設置されていない医療機関に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

#### 補助対象

- ◆前提条件として、**病院、有床診療所、助産所**であること
- ◇平成26年10月に改正された消防法施行令により、新たに ①スプリンクラー、②自動火災報知設備、③火災通報装置の設置義務が課されたこと
- ◇設置義務は生じていないが、**防災対策のために自主的に上記①～③のいずれかを整備すること**

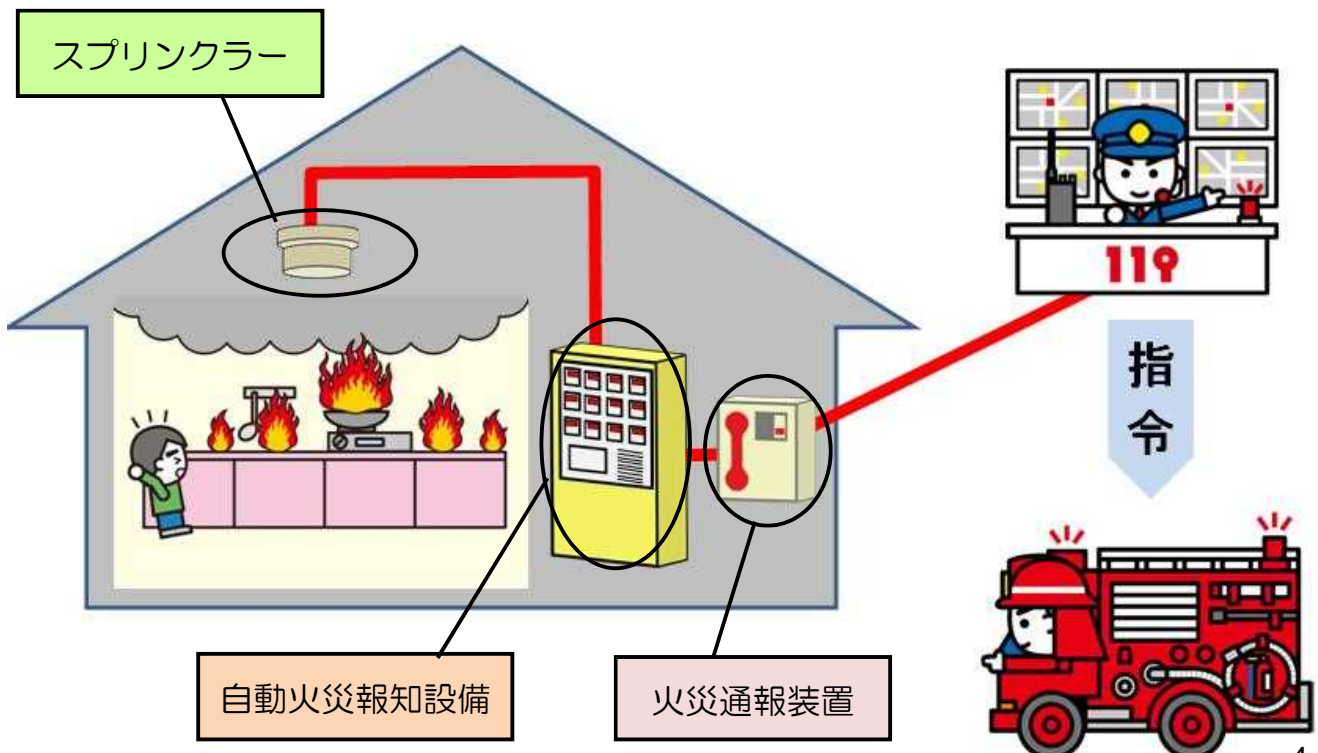
#### 【ポイント】

- **産婦人科等**の設置義務が課されていない医療機関が自主的に設置する場合も補助対象となる。
- 設備の「**更新**」は補助の対象外（新設の場合のみが対象となる）

3

## 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

### （1-2）補助対象設備のイメージ図



## 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

### （1-3）各設備ごとの補助金額 【参照：資料2 P.11】

#### （1-3-①）スプリンクラー（パッケージ型、水道連結型含む）

##### 概要

◆火災発生時に大量の散水で消火を図ることにより、**初期消火を主な目的**とする設備。

▶ 消防法施行令の改正により、**設置義務範囲が大幅に拡大！**

##### 補助金額

◆工事面積1㎡あたり**17,500円**

→ 仮に工事面積1,000㎡の場合、17,500,000円が補助金額

##### 【ポイント】

- 対象は「**工事面積**」であり、「**延床面積**」ではないことに注意。
- 「**医療施設として機能しうる部分**」が対象であり、**それに該当しない箇所（住居部分など）は工事対象に含まれない。**

##### ◇「**医療施設として機能しうる部分**」とは？

→ 国が明確な基準を示していないため、随時、医療政策課までお問い合わせください。

5

## 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

### （1-3）各設備ごとの補助金額 【参照：資料2 P.11】

#### （1-3-②）自動火災報知設備

##### 概要

◆火災を検知し、音響装置等を鳴動させて建物内に報知することにより、**避難と初期消火活動を促す**設備。

##### 補助金額

◆一つの医療機関あたり **1,030,000円**

#### （1-3-③）火災通報装置

##### 概要

◆火災発生時に、消防機関にボタン1つで**火災の発生場所、建物名称等**を伝える設備。

##### 補助金額

◆一つの医療機関あたり **310,000円**

##### 【ポイント】

- ・ 過去年度の事業で、スプリンクラーの採択を受けた医療機関も申請可能

6

## II

## 申請時において注意すべき事項

### (II-1) 基本的事項編

①提出しても必ず「採択」されるとは限らない。

→平成29年度の徳島県における医療機関の採択率は約94%

②採択後の申請辞退は、原則として不可。

→手続上の混乱が生じるほか、今後の採択率が悪化するおそれがあります。

③工事は遅くとも「平成31年3月31日」までに完了させる必要あり。

→超過した場合、一部のみの支払い、もしくは全額受け取れない可能性あり。

④工事に着手できるのは、県からの交付決定があった後となる。

⑤補助金受領後の、無床診療所への変更や取り壊しは注意が必要。

→国に補助金の返還を求められる可能性がある。

⑥病院・診療所によって、設置義務の有無や設置区域が異なる。

→最寄りの消防署と必ず協議・調整をしてください。

7

## II

## 申請時において注意すべき事項

### (II-2) 提出書類編

①事業計画の段階で提出する見積書は、概算の金額で構わない。

→採択された後は、詳細な見積書を提出する必要あり。

②見積金額については、「消費税込」での記載が必要。

→見積金額（消費税込）－補助金額＝医療機関の自己負担金額

③同様に図面についても、簡単なもので構わない。

→例えば、既存の図面に手書きで線を引き、工事対象範囲を示すことなども可能であるが、対象面積の計算方法を記入する必要がある。

④図面、見積書ともに3部の提出が必要

→国、医療政策課、会計課での手続きのため。

8

(III-1) 提出期限・提出書類について

○提出期限

**平成30年4月10日(火)【厳守】**

国の締切まで余裕がないため、期間が短く恐縮ですが、ご協力願います。  
**(提出が困難である医療機関は、個別に医療政策課に御相談ください)**

○必要書類

- ①**事業計画書** (記載例を参考にご記入ください)
- ②**整備図面(3部)** (既存の図面に手書きで工事範囲を示したもので可)
- ③**見積書(3部)** (概算の見積りでも可)

○提出・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1  
 徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 担当 廣瀬  
 電話 088-621-2732(直通)

○事業計画書の様式や申請に当たっての注意事項は、県のホームページ  
**「医療とくしま」**の新着情報にも掲載していますので、ご参照ください。  
 (<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/>)

(III-2) 【参考】平成28年度の当補助金スケジュール

以下は平成28年度のスケジュールを参考に記載したものであり、  
 平成30年度もこの通りなるとは限りません。  
 (平成29年度は特殊だったため、平成28年度を参考に掲載)

